

建設業者の皆様へ

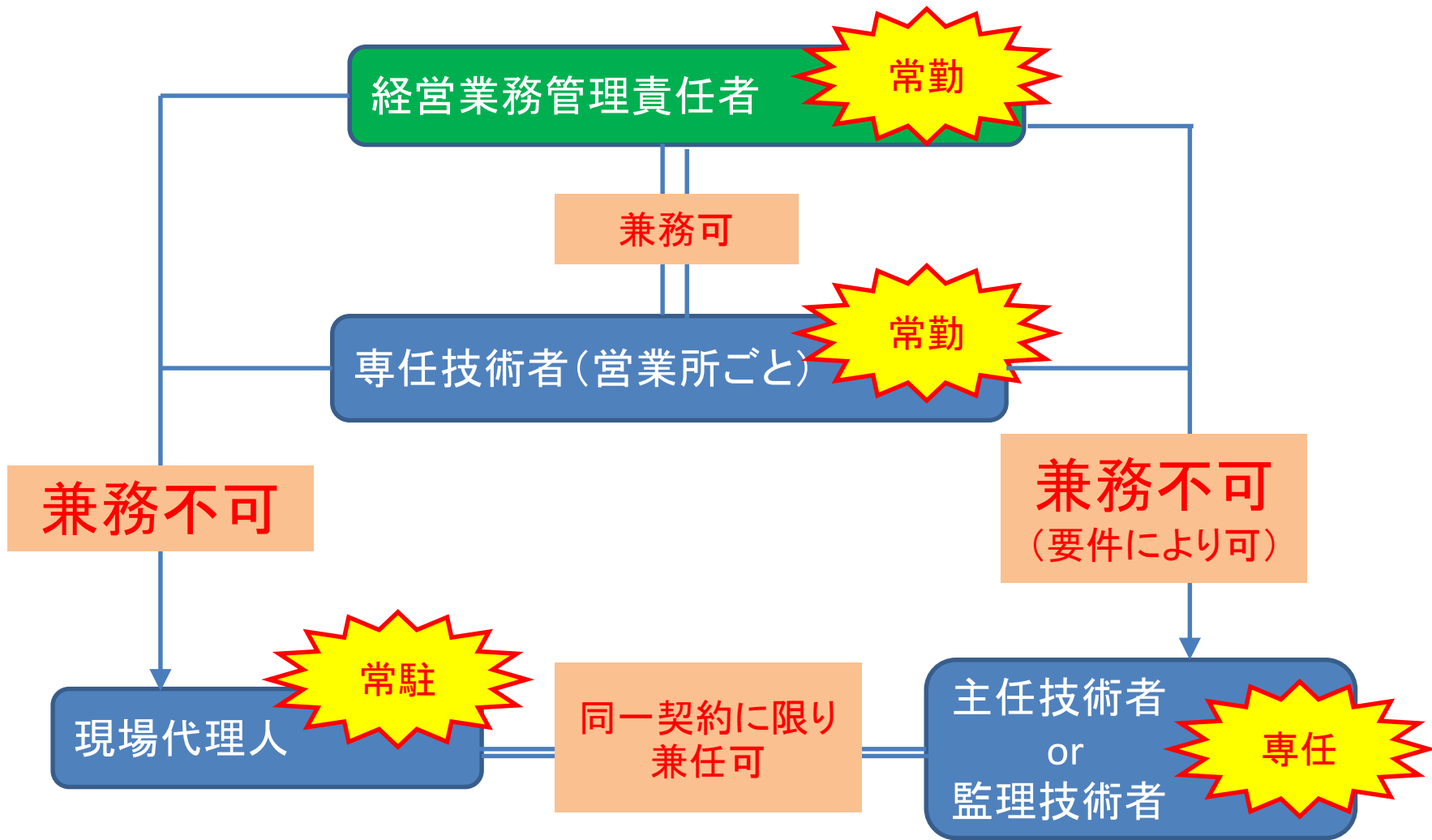
工事施工上の技術者等の配置にかかる 留意事項

建設業法においては、すべての工事現場において、『現場代理人』及び『技術者（主任技術者又は監理技術者）』を配置しなければなりません。

また、現場とは別に、会社（営業所等）には『専任技術者』及び『経營業務管理責任者』を配置しなければなりません。

常勤・常駐が要件の兼務ができない技術者等の配置など、工事の受注にあたっては、技術者等の不適正な配置にならないよう十分ご確認ください。

南相馬市総務部財政課



現場代理人は、近接工事若しくは4,000万円未満の工事である場合は、2件まで兼任可

主任技術者は、対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められ、工事現場の相互の間隔が10km程度以下である場合は、2件まで兼任可

- **経營業務管理責任者(常勤)**

営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、業務を総合的に管理する者をいう。

- **専任技術者(常勤)**

請負契約の締結に当たり、技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、積算見積等)を行う者をいう。

- **現場代理人(常駐)**

工事現場に滞在し、労務管理、工程管理、安全管理等を行う者であり、特別な資格は要しないが、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をいう。

- **主任技術者 又は 監理技術者(専任)**

工事現場における技術上の管理をつかさどる者で、それぞれの資格要件を満たす技術者で、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者をいう。

特定建設業者で、下請契約額4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事を施工する場合は、監理技術者を配置。